

令和7年度第2回介護保険運営協議会次第

日時 令和7年10月29日(水)

午後1時30分～3時

場所 一関市役所本庁舎2階全員協議会室

委嘱状交付

1 開 会

2 挨拶

3 審 議

(1) 報告事項

ア 地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について (資料1)

イ 指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業の一部委託届出について
(資料2)

ウ 介護予防支援費等原案作成委託料支払業務の岩手県国民健康保険団体連
合会への委託について (資料3)

(2) 協議事項

ア 指定地域密着型(介護予防)サービス事業所の指導監査について(資料4)

(3) その他

4 その他

5 閉 会



介護保険運営協議会委員名簿

任期：令和6年4月1日～令和9年3月31日

※任期途中での変更があった場合は現任者を掲載

No.	役員	地域	氏名	所属	選出規定	備考
1	会長	一関	秋保茂樹	一般社団法人一関市医師会 会長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	
2		花泉	吉原睦	一関歯科医師会 会長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	
3		川崎	岩淵一昌	両磐ブロック高齢者福祉協議会 会長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	
4		一関	高橋一夫	一般社団法人岩手県介護老人 保健施設協会 事務局長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	
5	副会長	一関	村上秀昭	社会福祉法人一関市社会福祉 協議会 介護事業課長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	
6		一関	佐々木裕子	一関市民生委員児童委員連絡 協議会 会長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	
7		平泉町	佐藤照子	平泉町民生児童委員協議会 会長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	
8		一関	阿部英里子	両磐地区介護支援専門員協議会 理事	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	
9		一関	長澤茂	一関市医療と介護の連携連絡 会 幹事長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	
10		一関	岩淵松義	認知症の人と家族の会岩手県 支部一関地区世話人	第3条第1項第2号 (被保険者)	
11		一関	沼倉恵子	一関市まちづくりスタッフバン ク	第3条第1項第2号 (被保険者)	
12		一関	蜂谷幸夫	一関市行政区長会連絡協議会 会長	第3条第1項第3号 (各種団体等の関係者)	
13		一関	長田昌	一関市老人クラブ連合会一関 支部 支部長	第3条第1項第3号 (各種団体等の関係者)	
14		花泉	佐藤みさ子	一関市保健推進委員協議会 会長	第3条第1項第3号 (各種団体等の関係者)	
15		-	森谷俊樹	岩手県一関保健所長	第3条第1項第4号 (学識経験者)	

(順不同)

介護保険運営協議会出席職員名簿

構成市町関係

職名	氏名	備考
介護保険担当参事	山形 雅彦	一関市福祉部長
介護福祉主幹	伊東 裕芳	一関市福祉部長寿社会課長
介護福祉主幹	菅野 文子	平泉町保健センター所長

一関地区広域行政組合関係

職名	氏名	備考
事務局長	佐藤 正幸	
事務局次長兼介護保険課長	及川 久美子	
一関西部地域包括支援センター所長	小野寺 久美	
一関東部地域包括支援センター所長	佐藤 恵美	
介護保険課長補佐兼認定調査係長	中村 謙介	
介護保険課介護保険総務係長	糸 数 透	
介護保険課資格給付係長	金野 美由紀	
介護保険課主任主事	小野寺 俊英	
介護保険課主任主事	若生 晃央	
介護保険課主任	鈴木 正志	
さくらまち地域包括支援センター所長	太田 真希子	
はないずみ地域包括支援センター所長	小野寺 伸	
しぶたみ地域包括支援センター所長	小野寺 理恵	
ふじさわ地域包括支援センター副看護師長	小野寺 朝子	
ひらいずみ地域包括支援センター所長	鈴木 恵	

一関地区広域行政組合介護保険運営協議会規則

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合規則第18号

改正 平成24年3月30日 規則第4号

改正 令和6年3月29日 規則第5号

(設置)

第1条 この規則は、一関地区広域行政組合介護保険条例（平成18年一関地区広域行政組合条例第27号）第3条の規定により、一関地区広域行政組合介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 介護保険事業計画の策定及び推進に関して審議すること。
- (2) 介護サービスの提供に関して審議すること。
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条の2第5項の規定により地域密着型サービスに関して審議すること。
- (4) 法第54条の2第5項の規定により地域密着型介護予防サービス費の額に関して審議すること。
- (5) 法第78条の2第7項の規定により指定地域密着型サービス事業者の指定等に関して審議すること。
- (6) 法第78条の4第6項の規定により指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関して審議すること。
- (7) 法第115条の12第5項の規定により指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関して審議すること。
- (8) 法第115条の14第6項の規定により指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関して審議すること。
- (9) 法第115条の22第4項の規定により介護予防支援事業者の指定に関して審議すること。
- (10) 法第115条の46に規定する地域包括支援センターの設置、運営、事業評価等に関して審議すること。

(11) 前各号に掲げるもののほか、介護保険事業の運営上必要と認める事項に関して審議すること。

2 協議会は、前項第3号から第9号に掲げる事項並びに地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援（以下「地域密着型サービス等」という。）の質の確保、運営評価その他一関地区広域行政組合管理者が地域密着型サービス等の適正な運営を確保する観点から必要と認める事項を審議するに当たっては、地域密着型サービス等運営委員会（地域密着型サービス等の費用、事業者の指定等、設備及び運営等に関し、市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験者を有する者の知見の活用を図るための必要な措置として設置される委員会をいう。）としての機能を担うものとする。

3 協議会は、第1項第10号に掲げる事項を審議するに当たっては、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1項第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会としての機能を担うものとする。

（組織）

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 保健医療福祉の関係者
- (2) 法第9条に規定する第1号被保険者及び第2号被保険者
- (3) 各種団体等の関係者
- (4) 学識経験を有する者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会は、管理者が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、介護保険課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日規則第4号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日規則第5号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

地域包括支援センターの事業評価を通じた
機能強化について

令和7年10月29日(水)
第2回介護保険運営協議会資料
厚生労働省老健局振興課長通知

資料1

老振発 0704 第1号

平成30年7月4日

一部改正：平成31年4月22日

一部改正：令和2年5月29日

一部改正：令和6年6月7日

都道府県
各指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局振興課長
（公印省略）

地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について（通知）

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする機関であり、地域の関係者とのネットワークの下、総合相談支援などの包括的支援事業や介護予防支援等の支援を行うとともに、こうした取組を通じて市町村と一体となって地域課題の把握やその対応策の検討等を行うことが期待されている。

地域包括支援センターが求められる機能を発揮するためには、業務負担軽減を含めた業務改善を推進するとともに、中長期的な視点に立った取組を市町村が計画的に進めていくことが重要である。

こうした観点から、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第4項において、地域包括支援センターの設置者は、実施する事業について自己評価を行い、質の向上を図らなければならないこと、また、同条第9項において、市町村は、定期的に地域包括支援センターの事業の実施状況について評価を行い、必要に応じて事業の実施方針の見直し等の措置を講じなければならないこととされている。

今般、下記のとおり、この評価事務の実施方法の詳細等について定めたところであり、市町村においては、個々の地域包括支援センターの事業の実施状況を把握し、把握した結果について、地域包括支援センター運営協議会等で検討を行う等の取組を通じて、効果的な事業の実施のための適切な人員体制の確保や業務の重点化・効率化を進められたい。また、内容について御了知の上、管内市町村及び地域包括支援センター等に周知を図るとともに、運用の参考にされたい。

記

1 評価指標の構成及び活用方法等

(1) 評価のための指標について

ア 地域包括支援センターが行う自己評価のための指標

地域包括支援センター（以下「センター」という。）の設置者が、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第4項に基づき、自らその実施する事業の質の評価を行う際に用いる指標については、別添1「評価指標（地域包括支援センター用）」に掲げる内容を標準とすること。

イ 市町村が行う事業の実施状況の評価のための指標

市町村（特別区、一部事務組合、広域連合等を含む。以下同じ。）が、法第115条の46第9項に基づき、定期的にセンターが行う事業の実施状況の評価を行う際に用いる指標については、別添2「評価指標（市町村用）」に掲げる内容を標準とすること。

(2) 評価指標の構成

ア 活動目標と取組内容

法に定める評価は、単に事業を実施したか否かを評価するのではなく、高齢者が自立した生活を営むことのできる地域づくりを行うことを目的に実施するものであることを踏まえ、(1)アの評価指標（地域包括支援センター用）及び(1)イの評価指標（市町村用）（以下「評価指標」という。）において「活動目標」を示した上で、当該目標を達成するために密接に関連すると考えられる「取組内容」を活動目標ごとに示している。

センターの設置者及び市町村は、単に取組内容に掲げる取組を行ったか否かのみではなく、活動目標を達成できているかという視点に立ち評価を行い、評価結果を踏まえた必要な措置を講じること。

イ 段階的項目・並列的項目

評価指標に定める活動目標の性質に応じ、一部の活動目標においては、①状況の把握、②把握した状況に基づく取組の実施、③取組の実施状況を踏まえた改善の実施など、フェーズを段階的に設定しているもの（以下「段階的項目」という。）と、活動目標を達成するために地域の実情に応じて並行して実施すべきと考えられるもの（以下「並列的項目」という。）など、活動目標ごとに複数の取組内容を設定している。

評価に当たっては、段階的項目については、市町村やセンターが活動目標の達成のためにどのようなフェーズに位置しており、どの水準まで達成することを目指すか、並列的項目については、実施していない項目についての重要度を踏まえつつ、どのように進めていくかなど、地域の状況を踏まえた取組の検討に活用すること。

ウ 選択的項目

一部の取組内容については、必ずしも全ての市町村やセンターが実施する必要があるとは限らないが、効果的な事業の実施に資すると考えられるものなど、国が一律で定めることが望ましくないものについて、「選択的項目」を設定している。

市町村は、法第 115 条の 47 第 1 項の方針やセンターの体制等を踏まえ、適切に選択的項目を活用し、効果的な評価の実施につなげることを検討されたい。

エ アウトカムを見据えた評価指標の活用

評価指標については、ストラクチャー評価及びプロセス評価のための項目に加え、より定量的に評価を行うことで結果を可視化し、具体的な方策の検討に資するよう、アウトプット評価及び中間アウトカム評価のための項目が設定されている。

また、評価指標（市町村用）においては、評価指標（地域包括支援センター用）の選択的項目として、アウトプット指標又は中間アウトカム指標を設定していることを活動目標及び取組内容の一つとして設定しており、予め、将来の状況を含む地域の状況を踏まえ、計画的に地域包括ケアシステムの構築を進めるという視点に立ち、定量的な目標をセンターと共有した上で取組を進めること。

オ 達成状況の数値化による可視化

評価に当たっては、取組内容ごとに配点を設定することで数値化を行い可視化することも重要と考えられる。当該配点については、市町村ごとに重点を置く内容が異なると考えられるため、国で一律に示すことはせず、市町村が、各取組内容について同じ点数とすることや、特に重点的に実施すべき取組内容に重み付けをして配点するなど、柔軟に設定することを想定している。

カ 評価の時点

3（1）に示す地域包括支援センター運営状況調査において、国は、評価指標に定める取組内容（選択的項目の設定状況を含む。）について、全市町村における前年度又は評価実施年の 4 月末時点の達成状況を把握することとしており、市町村は最低限、評価指標を用いて当該時点の状況を確認し評価を行うこと。なお、必要に応じて、年度内で複数回の評価を行ったり、複数年度にわたる実績を評価したりするなど、柔軟に活用することも可能である。

(3) 保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標との関係

(2) カにより、国が把握した前年度又は評価実施年の 4 月末時点における取組内容の達成状況のうち、高齢者の地域での自立した生活の支援や介護予防・重度化防止に資すると考えられる内容については、評価指標がこうしたアウトカムを見据えて設計されているものであり、かつ、市町村の事務負担軽減を図る観点から、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の評価指標として活用することとしている。

この際的评价項目については、毎年度、別途検討を行うこととしており、得点につ

いても（２）オの市町村が定める配点によらず、国が設定することとしているので留意されたい。

（４）その他留意事項

このほか、指標の活用方法については、令和６年６月７日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知「「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について（通知）」の一部改正について」にも示しているので参照されたい。

２ 評価指標（地域包括支援センター用）の留意点

（１）基幹型地域包括支援センターにおける評価の取扱い

基幹型センター（地域の中で基幹的な役割を担い、センター間の総合調整や介護予防ケアマネジメント、地域ケア会議等の後方支援などの機能を有するセンター）の評価の実施に当たっては、個別の担当圏域を持ち、通常のセンターと同様の機能を果たしているものについては、一つのセンターとみなして本評価を実施すること。

一方、個別の担当圏域を持たず、市町村業務と一体化している基幹型センターについては、市町村とみなして本評価を実施すること。

（２）サブセンター及びブランチにおける評価の取扱い

サブセンターは、本所、支所を合わせたセンター全体として人員配置基準を充足し、本所が統括機能を担い発揮しつつ、それぞれの支所が４機能（総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメント）を適切に果たすものであり、その性格を踏まえ本所であるセンターと一体的に評価を実施すること。

また、ブランチは、住民の利便性を考慮し、地域の住民から相談を受け付け、集約した上で、センターにつなぐための「窓口」であるため、その性格を踏まえ、本評価の対象から除外して差し支えない。

（３）市町村が設置・運営するセンターの取扱い

市町村が設置・運営し、センター業務以外の市町村業務が一体的に実施されているセンターについては、設置基準を満たし、センターとして運営している場合には本評価を実施すること。

（４）総合相談支援事業を一部委託している場合の取扱い

総合相談支援事業の一部委託については、一体性を確保するため、市町村が定めた実施方針に基づき運営する必要がある。そのため、総合相談支援事業の評価を行う際は、一部委託している事業所と一体的に評価を実施すること。

なお、自センターとあわせて一部委託先の事業所の相談件数等を把握し、一部委託の業務内容を見直すなど、一部委託先の事業所の実施状況の把握も重要である。そのため、

総合相談支援事業の相談件数等のアウトプット指標を設定する場合には、センターと一部委託先の事業所とで、それぞれ評価を実施すること。

(5) センターの職員配置について、複数圏域で合算して3職種を配置している場合の取扱い

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号口の規定に基づき複数のセンターが担当する区域を一の区域として、当該区域の第一号被保険者の数を合算して、各センターに3職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者、主任介護支援専門員その他これに準ずる者）を配置している場合は、合算していない場合と同様に、センターごとに評価を実施すること。

3 市町村及び都道府県の対応の流れ

(1) 厚生労働省への報告の流れ

評価指標に基づいて市町村及びセンターが評価した結果並びにセンターの設置数等の基本情報については、毎年度、地域包括支援センター運営状況調査により把握を行い、各都道府県が市町村からの報告をとりまとめの上、別に定める様式により、別に定める日までに厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課まで報告すること。なお、報告内容のうち、センター及びブランチ・サブセンターの設置数、地域ケア会議開催回数等の市町村が評価を行う際に必要と認められる情報については、地域包括ケア「見える化」システムへ情報を掲載することとしている。

(2) 都道府県の対応の流れ

都道府県は、(1)の厚生労働省への報告とともに、厚生労働省がとりまとめた全国の結果について市町村へ周知を行うこと。

また、全国の結果や市町村等の個別結果を活用し、研修内容への反映や、市町村への個別支援等を行い、市町村におけるセンターの機能強化の支援を行うこと。

(3) 市町村の対応の流れ

市町村は、(2)により周知された全国の結果等を踏まえて、地域包括支援センター運営協議会等において点検を行い、センターの課題を踏まえた機能強化策（委託費等の予算要求、定員要求、委託方針への反映、業務マニュアルの作成等の業務改善策等）の検討を行うこと。また、機能強化策については、実行後の検証を行うこと。

評価指標（地域包括支援センター用）

目次

1. 地域包括ケアシステムの構築・推進	3
2. 組織・運営体制	4
3. 総合相談支援事業	9
4. 権利擁護事業	13
5. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	15
6. 地域ケア会議	18
7. 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	20
8. 包括的支援事業（社会保障充実分）	22

1. 地域包括ケアシステムの構築・推進

活動目標		取組内容 (ストラクチャー、プロセス、アウトプット、中間アウトカム)	趣旨・考え方	留意点	時点	種別		
1	1	市町村全体を踏まえた担当圏域の現状および将来像やニーズを把握する	A	人口動態、市町村が行う介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査の結果等の量的データによって、地域の高齢者に係る現状や将来の状況等を把握しているか	センター業務を実施する前提となる地域アセスメントを行い、担当圏域の現状および将来像やニーズ等を把握しているかを評価する。	・いずれかの量的データによって、市町村全域や担当圏域の現状や将来予測等（例：高齢化率や世帯状況の推移、高齢者のニーズ等）を把握し、その記録がある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	並列
			B	介護保険事業計画、老人福祉計画、地域福祉計画等から、地域の高齢者に係る課題等を把握しているか	・いずれかの計画を確認して、市町村または担当圏域の高齢者に係る課題（例：75歳以上の者の転入が多く軽度者の介護サービス需要が増す見込み等）を把握し、その記録がある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況		
			C	センターが行う実態調査によって、担当圏域の現状やニーズを把握しているか	・センターで実態調査を実施していない場合は、項目を満たしていないものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況		
			D	相談内容や地域ケア会議等の内容を分析し、担当圏域の地域課題を把握しているか	・相談内容の分析または地域ケア会議等によって、担当圏域の課題等（例：移動手段の不足、情報周知の未徹底等）を把握し、その記録がある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況		

3

2. 組織・運営体制

活動目標		取組内容 (ストラクチャー、プロセス、アウトプット、中間アウトカム)	趣旨・考え方	留意点	時点	種別		
2	1	市町村の実施方針に従って、地域包括支援センターの機能強化に向けた事業計画を作成し、必要に応じて業務改善を図る	A	市町村が定めるセンターの事業の実施方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定しているか	・データまたは紙面等で策定されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	段階	
			B	当該年度のセンターの事業計画に、前年度の事業評価における課題への適切な対応策を含めているか	・当該年度のセンターの事業計画に、前年度の事業評価で取り上げた課題に対して適切な対応策が記載されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・前年度の事業評価で課題が把握されなかった場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況		
			C	市町村の実施方針や担当圏域の地域課題等を踏まえ、センターの事業計画に重点目標を設定しているか	・重点業務を定めた検討の記録（検討に関する会議のメモ、議事録等）が残され、かつセンターの事業計画に重点目標として記載している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況		
			D	センターの事業計画の重点目標に基づいて達成状況を分析し、必要な業務改善を行っているか	・前年度のセンターの事業計画の達成状況およびその背景を分析して、センターの業務改善が図られている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・前年度の分析で業務改善が必要な事項がなかった場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況		
3	2	センターが効果的に運営できるように、組織マネジメントを行う	A	センター長等の責任者の役割を文書で明確に示し、職員に周知しているか	センター機能の効果的に発揮できるように、センター長等を中心として、センターの業務量の最適化を図りながら、個々の職員の専門性を踏まえたチームアプローチができていないかを評価	・センター業務の責任者の役割を文書で示し、かつ職員に周知している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・ここで文書は、市町村が実施方針等でセンター長の役割を示している場合も該当する。 ・センター業務の責任者がいない場合は、項目を満たしていないものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	並列

4

7

		B	センターの事業計画を共有する会議等の機会を設け、これに基づく職員個々の取組内容を確認しているか	する。	<ul style="list-style-type: none"> センターの事業計画を共有する会議等において、職員個々の取組内容を確認している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 会議等の形式は問わない。 	前年度実績	
		C	センターの業務量を把握したうえで、業務の最適化を図るための対応を行なっているか		<ul style="list-style-type: none"> センターの業務量を把握したうえで、例えば、事務職員への業務分担や、センター職員が作成する介護予防サービス計画の上限数を決めて、それ以上のプランを委託する等の何らかの業務最適化の工夫を行っている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 	評価実施年の4月末時点の状況	
		D	特定の職員に業務が偏らず、チームアプローチを推進するために業務分担のルールや仕組みづくりを行なっているか		<ul style="list-style-type: none"> 各職員の業務量を把握したうえで、専門性を踏まえた業務分担を行うためのルール等を定めている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。例えば、資格ごとに4事業の主担当を割り振ったうえで、資格によらず複数人がチームとして活動するようにルール化することや、業務別に主担当と副担当を決めて、年度ごとに順次交代していく仕組みなどが該当する。 	評価実施年の4月末時点の状況	
		E	【市町村により選択】 センター業務にITを活用するなど、センターの業務効率化に取り組んでいるか		<ul style="list-style-type: none"> 例えば、職員毎のパソコンやタブレットの配布、Wi-Fiの整備、介護予防サービス計画等のデータ連携のためのシステム、センター間等の総合相談支援事業の効果的な実施のためのデータ共有システム、オンライン相談等のためのタブレット端末、音声入力による記録作成、地域住民がセンターに気軽に相談できる体制整備のためのチャットボット、センター業務の効率化を図るためのAIの導入などが行われている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 	評価実施年の4月末時点の状況	

4	3	A	センターの人材確保や定着を進めるための取組を行っているか	センター職員の人材確保、定着、育成のために、研修やメンタルヘルス対策を行う体制を整え、対応しているかを評価する。	<ul style="list-style-type: none"> 職員の人材確保や定着を目的として、例えば、地域の専門職業養成機関等と連携して実習を受け入れる、上司との面談の機会を設ける、資格取得を保障する、研修受講機会を保障する、休暇を取りやすくする等の取組を推進している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 	評価実施年の4月末時点の状況	並列
			B	センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場で研修を実施しているか	<ul style="list-style-type: none"> センターに在籍する全ての職員が参加できる職場での研修を年に1回以上開催している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 研修の主催者、内容、時間数は問わない。 	前年度実績	
			C	センターに在籍する全ての職員が、計画的に職場での仕事を離れて研修(Off-JT)に参加できるようにしているか	<ul style="list-style-type: none"> センターに在籍する全ての職員が、少なくとも年に1回は職場外の研修に参加している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 研修の主催者、内容、時間数は問わない。 	前年度実績	
			D	センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、メンタルヘルス対策を実施しているか	<ul style="list-style-type: none"> メンタルヘルス対策として、例えば、職員に対するストレスチェックの実施、メンタルヘルスに関する研修会の開催、メンタルヘルスに関する相談窓口・担当者の設置、専門家によるカウンセリング機会の提供などが行われている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 	前年度実績	
			E	【市町村により選択】 スーパービジョンまたはコンサルテーションが受けられる体制を整えているか	<ul style="list-style-type: none"> スーパービジョンについては、センターの上司や同僚による場合、外部のスーパーバイザーによる場合など、いずれも項目を満たしているものとして取り扱う。 コンサルテーションについては、センター外の専門職による場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 	前年度実績	

5	4	市町村が示している個人情報の取扱方針や苦情対応方針に従い、センターにおいて適切に対応する体制を整え実践する	A	個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル（個人情報保護方針）を整備しているか	市町村が示している個人情報の取扱方針や苦情対応方針に従い、個人情報の取り扱いに留意する体制を整備するとともに、必要に応じて苦情やカスタマー・ハラスメント等に対応できる体制を構築して、実践できているかを評価する。	・データまたは紙面で整備されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	並列
			B	個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っているか		・持出や開示に備え、個人情報の取り扱いについて整理のうえ、データまたは紙面を整備し、持出・開示時に適正に対処している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	
			C	市町村の方針に沿って、個人情報漏えいとセンターが受けた苦情に対して、対応および市町村への報告（共有）の体制を構築しているか		・市町村の方針に沿って、個人情報漏えいと苦情の両方に対して、対応および市町村への報告の体制を整備し、それをデータまたは紙面で整備している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	
			D	センターへの苦情内容をもとに業務を改善しているか		・例えば、センターのホームページのアクセス地図がわかりにくいという苦情をもとに地図をわかりやすくする、電話がつながりにくいという苦情をもとに外出中の職員の携帯電話へ転送するといった取組を行った場合に、項目を満たすものとする。 ・センターへの苦情が全くない場合も、項目を満たしているものとする。	評価実施年の4月末時点の状況	
			E	【市町村により選択】 センターに対する利用者や家族からのカスタマー・ハラスメントに適切に対応する体制をセンターとして整備しているか		・利用者や家族からのクレーム等が社会通念上不相当であり、これによってセンター業務が阻害されるようなカスタマー・ハラスメントの予防や対応体制（弁護士への相談体制等）を法人等が構築している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・カスタマー・ハラスメントに関する研修の実施やマニュアルの作成なども体制の整備に該当する。 ・市町村が整備している場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	

7

6	5	【市町村により選択】*中間アウトカム指標* センター職員の定着率	組織運営に関する取組の結果を評価する。	<算出方法の例> ・(評価実施年の4月末時点の職員数-前年度内に離職した職員数) ÷ (評価実施年の4月末時点の職員数) ×100	左記参照	-
---	---	-------------------------------------	---------------------	--	------	---

3. 総合相談支援事業

活動目標	取組内容 (ストラクチャー、プロセス、アウトプット、中間アウトカム)	趣旨・考え方	留意点	時点	種別
7 1 地域包括支援ネットワークを構築する	A 地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員、連絡先、特性等に関する情報をマップまたはリストで管理しているか	すべてのセンター業務の基盤であり、ニーズ発見や支援機能等を果たす地域包括支援ネットワークを構築できているかを評価する。	・介護サービス事業者、医療機関、民生委員のいずれの情報も管理している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・データまたは紙面で整備されており、逐次見直しを行っている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	並列
	B 気になる高齢者等に関して、関係機関、民生委員、地域住民から連絡が寄せられるネットワーク体制を構築しているか		・日頃より関係者から地域の情報が寄せられる状況にある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	
	C 相談経路を分析して、高齢者等への支援に必要な新たな支援機関等と連携しているか		・相談経路を分析したうえで、すでに十分に連携できている、新たな支援機関等との連携が不要と判断された場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	
	D 【市町村により選択】 高齢者福祉分野以外の関係機関・関係者と意見交換する機会を設けるなど、分野を横断した新たなネットワークを構築しているか		・関係者と意見交換する機会を設けるなどしたうえで、すでに十分に分野を横断したネットワークを構築しており、新たなネットワークの構築が不要と判断された場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	
8 2 市町村と相談事例を共有・分析し、支援に活かす	A 相談事例の分類方法に沿って、1年間の相談件数等を市町村に報告しているか	総合相談の実績を市町村と共有し、市町村と協働しながら総合相談を実践できているかを評価する。	・市町村またはセンターが定めた分類方法のもと、相談件数を市町村に報告している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・相談内容の類型化、経年分析等、整理手法は問わない。	前年度実績	並列

9

	B 相談事例の終結条件を、市町村と共有しているか		・相談事例の終結条件とは、「相談者の主訴が解決し、主訴以外の困難な問題がない場合」「センター以外の適切な機関につなげ、適切な引き継ぎが確認された場合」「後見人が選任された場合」「虐待の解消及び再燃リスクが消失した場合」等、受けた相談事例の進捗管理を行うために、市町村とセンターが共通の条件を定めること。 ・相談事例の終結条件を定め、データまたは紙面で整備されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・終結条件を定めることで、相談事例の課題に対し、支援の方針が明確化されるとともに、センター以外の適切な機関や地域等で相談者を支える体制が構築される。	評価実施年の4月末時点の状況	
	C 相談事例の解決のために、市町村への支援を要請し、その要請に対し市町村から後方支援を得ているか		・市町村とセンターが対応が困難な相談事例等への対応について、日頃から連携体制を構築しており、かつ、市町村への支援要請に市町村が対応した場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・市町村とセンターの連携体制が構築されているが、市町村への支援要請が不要であった場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	
	D 相談内容を分析して、対応ルールの作成や研修の開催等を行い、職員の実践力の向上に活かしているか		・相談内容の分析結果をもとに、対応ルールや必要だと考えられる知識や技術に関する研修等を開催している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・研修の主催者や内容等は問わない。	前年度実績	

9	3	家族介護者支援に 取り組む	A	夜間・早期の窓口または平日以外の窓口（連絡先）を設置して住民に周知し、家族介護者等が相談しやすい環境を整えているか	家族介護者が相談しやすい環境を整備し、早期に課題を発見し、必要な支援につなげることができているかを評価する。	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口の設置のほか、緊急連絡先の設定等でも「窓口（連絡先）の設置」とみなす。例えば、携帯電話等へ電話転送を行っている場合についても、「窓口（連絡先）の設置」とみなす。 ・センターの連絡先や相談窓口に関する解説を記載したリーフレット、パンフレット、ホームページ等により周知を行っている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 	評価実施年の4月末時点の状況	並列
			B	支援が必要な家族介護者を早期に発見するための取組を行っているか。		<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラー、ダブルケアラー、生活困窮者など、家族に支援が必要な状態にある場合、児童、障害、生活困窮等に関わる行政の部門や地域団体等と連携し、早期発見・早期対応に取り組んでいる場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 	評価実施年の4月末時点の状況	
			C	家族介護者に対するアセスメントを行い、状態やニーズに応じて適切な社会資源に関する情報を提供しているか		<ul style="list-style-type: none"> ・家族介護者に対するアセスメントを行い、その結果に基づいて、必要な情報を提供している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 	前年度実績	
			D	家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめているか		<ul style="list-style-type: none"> ・相談件数・相談内容の把握方法や取りまとめの方法については問わない。 	前年度実績	
			E	【市町村により選択】 家族介護者に対する予防的な取組を行っているか		<ul style="list-style-type: none"> ・家族介護者のニーズに応じた情報提供や家族介護者の集まりの開催（家族介護教室、サロン等）などを行っている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 	前年度実績	
10	4	複合的な課題を持つ世帯の相談に適切に対応する	A	相談者とともに複合的課題を整理してニーズを明確にしているか	ニーズ把握や相談内容の整理等を行った後、記録に残すのみではなく、複合的な課題を持つ世帯の特徴を把握し、相談体制の強	<ul style="list-style-type: none"> ・複合的な課題を持つ世帯とは、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー、生活困窮、家族に障害がある等の複合的な課題を抱える世帯をいう。 ・データや紙面で記録している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 	前年度実績	並列

			B	ニーズに応じて適切な社会資源につなげ、必要に応じてつなげた社会資源と協働しているか	化や整備につなげることができているかを評価する。	<ul style="list-style-type: none"> ・データや紙面で記録している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 	前年度実績	
			C	相談内容を整理して、複合的な課題を持つ世帯数・人数・内容等の実態を把握しているか		<ul style="list-style-type: none"> ・データや紙面で記録している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 	前年度実績	
			D	相談内容を分析して、複合的な課題を持つ世帯の相談対応の改善に活かしているか		<ul style="list-style-type: none"> ・相談内容の分析結果をもとに、対応ルールや必要だと考えられる知識や技術に関する研修等を開催するなど何らかの対応をしている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 	前年度実績	
11	5	【市町村により選択】*アウトプット指標* 高齢者福祉分野以外の機関からの照会件数			地域包括支援ネットワークの構築状況を評価する。	<ul style="list-style-type: none"> ＜記載方法の例＞ ・前年度に総合相談として対応した件数を記載する。 	左記参照	—
12	6	【市町村により選択】*アウトプット指標* 1年間の相談件数			総合相談の対応状況を評価する。	<ul style="list-style-type: none"> ＜記載方法の例＞ ・前年度にセンターで対応した相談件数について記載する。 	左記参照	—
13	7	【市町村により選択】*アウトプット指標* 支援を拒否する高齢者等へのアウトリーチのケース数			総合相談の対応状況を評価する。	<ul style="list-style-type: none"> ＜記載方法の例＞ ・前年度に、支援を拒否したり、会うことができないような高齢者等にアウトリーチをしたことのあるケース数を記載する。 	左記参照	—

4. 権利擁護事業

活動目標	取組内容 (ストラクチャー、プロセス、アウトプット、モニタアウトカム)	留意・考え方	留意点	時点	種別
14 1 高齢者等の権利擁護のための普及啓発や対応を行う	A 市町村から共有されている成年後見制度の市町村長申立てに関する判断基準を確認しているか	高齢者による成年後見制度の適切な活用支援、消費者被害の予防・対応、高齢者虐待の予防・対応等といった権利擁護ができていないかを評価する。	・データまたは紙面で市町村から共有され、それをすべてのセンター職員が確認している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・市町村が判断基準を共有していない場合には、項目を満たしていないものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	並列
	B 消費者被害に関する情報を、民生委員、介護支援専門員、ホームヘルパー等へ提供しているか		・少なくとも民生委員に対し情報提供し、その取組内容に関する記録がデータまたは紙面で整備されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	
	C 消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、適切に対応しているか		・連携して対応した記録がデータまたは紙面で整備されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・消費者被害に関する相談がない場合には、速やかに対応策が検討できる体制を整備している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	
	D 高齢者虐待事例および高齢者虐待が疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有しているか		・対応の流れを明確にするためにフローチャート形式で整理するなど、データまたは紙面で整備されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	
	E センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論、報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか		・実績が無い場合、速やかに対応策が検討できる体制を整備していれば、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	
	F 【市町村により選択】 センターに在籍するすべての職員が高齢者等の権利擁護に関する研修を受講しているか		・高齢者虐待に関する研修など権利擁護に関する研修をすべての職員が受講している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	

13

15	2	【市町村により選択】*アウトプット指標* 権利擁護に関する相談件数	権利擁護に関する総合相談の対応状況を評価する。	<記載方法の例> ・前年度にセンターで対応した相談件数のうち権利擁護に関する相談件数を記載する。	左記参照	-
16	3	【市町村により選択】*アウトプット指標* 成年後見制度の申立て支援件数	成年後見制度の申立てへの支援状況を評価する。	<記載方法の例> ・前年度の市町村長申立て支援と本人・親族による申立て支援全てのケース数を記載する。	左記参照	-

5. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

活動目標	取組内容 (ストラクチャー、プロセス、アウトプット、中間アウトカム)	趣旨・考え方	留意点	時点	種別
17 1 担当圏域の居宅介護支援事業所の状況を把握し、地域のケアマネジャーの支援ニーズに基づいた対応を行う	A 担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ（事業所ごとの主任介護支援専門員、介護支援専門員の人数等）を把握しているか	介護支援専門員への個別ケアマネジメント支援と環境整備を適切に行うことができるかを評価する。	・把握した情報を、データまたは紙面で整備している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・市町村から共有されず、センターが把握していない場合は、項目を満たしていないものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	並列
	B 介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類・件数を把握した上で、研修会、事例検討会、地域ケア会議等を開催しているか		・介護支援専門員の相談事例の内容分析結果をもとに、研修会、事例検討会、地域ケア会議を開催した場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・主催は問わない。	前年度実績	
	C 担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者（例：医療機関や地域における様々な社会資源など）との意見交換の場を設けているか		・担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づくものであれば主催は問わない。 ・ただし、地域ケア会議を含まない。地域ケア会議を活用して、多様な関係者、関係機関とネットワークを構築することは重要だが、ここでは、その他の意見交換の場を設けている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	
	D 介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催しているか		・地域住民を対象とした介護予防・自立支援に関する意識共有を目的としたものであれば、その形態や内容等は問わない。	前年度実績	
	E 介護支援専門員を対象にした研修会や事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に指定居宅介護支援事業所に示しているか		・データまたは紙面で提供している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・介護支援専門員の参加しやすさの観点から、ここでは示す時期を年度当初と設定している。	評価実施年の4月末時点の状況	

15

18 2 市町村の方針に則り、介護予防サービス計画の検証を行う	A 市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成する新規の介護予防サービス計画を確認しているか	指定介護予防支援事業者の指定を受けた圏域内の居宅介護支援事業所が作成する介護予防サービス計画について、センターと協議して市町村が定めた検証方法に沿って、適切に検証を行っているかを評価する。	・市町村の方針がない場合には、項目を満たしていないものとして取り扱う。 ・該当するサービス計画がない場合には、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	段階
	B 市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成する更新の介護予防サービス計画を確認しているか		・市町村の方針がない場合には、項目を満たしていないものとして取り扱う。 ・該当するサービス計画がない場合には、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	
	C 市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画を抽出し、その検証をしているか		・市町村の方針がない場合には、項目を満たしていないものとして取り扱う。 ・市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画について、利用者本人の意思が十分に反映されているか、地域を基盤とした支援となっているか、利用者の状態の維持・改善に向けた支援になっているか等の視点に基づき議論が行われ、その記録がある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・該当する介護予防サービス計画がない場合には、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	
	D 【市町村により選択】 市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画を抽出し、地域ケア会議でその検証をしているか		・地域ケア会議で、居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画について、利用者本人の意思が十分に反映されているか、地域を基盤とした支援となっているか、利用者の状態の維持・改善に向けた支援になっているか等の視点に基づき議論が行われている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・地域ケア会議の主催は問わない。	前年度実績	

16
13

19	3	【市町村により選択】*アウトプット指標* 介護支援専門員からの相談受付件数	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の実施状況进行评估する。	<記載方法の例> ・前年度の介護支援専門員からの相談件数を記載する。	左記参照	—
----	---	--	---------------------------------	---------------------------------------	------	---

6. 地域ケア会議

活動目標		取組内容 (ストラクチャー、プロセス、アウトプット、中間アウトカム)	趣旨・考え方	留意点	時点	種別	
20	1	A	センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員、会議参加者、地域の関係機関に対して周知しているか	個別ケース検討による高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援やネットワーク構築を行えるように、地域ケア会議を活用できているかを評価する。	・運営方針をデータまたは紙面で示し、センター職員、会議参加者、地域の関係機関すべてに対して周知している場合に、項目を満たしているものとする。	評価実施年の4月末時点の状況	並列
		B	センター主催の地域ケア会議において、多職種等と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか		・地域ケア個別会議において、多様な専門職や民生委員等とともに、自立支援・重度化防止等の観点から課題の明確化、目標や優先順位の検討・決定、モニタリング方法の検討・決定等を行なった場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・センター主催の地域ケア個別会議を設置していない場合にも、市町村主催の地域ケア会議で対応できていれば、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	
		C	市町村が共有した地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で適切に対応しているか		・個人情報の取扱方針に基づき対応している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・市町村から示された方針に基づき、参加者に十分説明をした上で開催していること。	評価実施年の4月末時点の状況	
		D	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築・実行しているか		・ここでのモニタリングとは、地域ケア会議の結果を踏まえた実施状況の把握をいう。 ・会議においてモニタリングが必要とされたすべての事例において実施している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	
		E	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有しているか		・議事録等をデータまたは紙面でまとめ、共有している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	

21	2	地域ケア会議において、地域課題を把握し、適切に対応する	A	センター主催の地域ケア会議（地域ケア個別会議）において、地域課題の可能性のある課題を抽出しているか	地域ケア会議で把握した地域課題に対して、適切に対応することができているかを評価する。	<ul style="list-style-type: none"> ・データまたは紙面で記録している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・市町村に伝えているかどうかは問わない。 	前年度実績	並列	
			B	センター主催の地域ケア会議（地域ケア推進会議）において、地域課題や自立促進要因について共有し、その後の対応を検討しているか			<ul style="list-style-type: none"> ・データまたは紙面で記録している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。地域課題や自立促進要因の共有のみでは該当しないが、1回の地域ケア会議ですべての検討を行う必要はない。 ・検討結果を市町村に伝えているかどうかは問わない。 		前年度実績
			C	センター主催の地域ケア会議（地域ケア推進会議）において把握した地域課題や対応等を、市町村に報告しているか			<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても、データまたは紙面で検討事項をまとめたものを共有している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 		前年度実績
			D	地域課題の整理・分析・対応等を行なうために、市町村レベルの地域ケア会議（地域ケア推進会議）等に参加または資料提出しているか			<ul style="list-style-type: none"> ・参加または資料提出していない場合でも、事前にセンターから市町村へ地域課題を伝えており、その内容を元に地域課題の整理・分析・対応等が行われている場合は、項目を満たしているものとして取り扱う。 		前年度実績
22	3	【市町村により選択】*アウトプット指標* センター主催の地域ケア会議を経て、市町村レベルの地域ケア会議に地域課題を報告した数	地域ケア会議の活用状況を評価する。	<p><記載方法の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度に、センター主催の地域ケア会議を活用して把握した地域課題について、市町村レベルの地域ケア会議に報告した数を記載する。 ・地域課題としては、例えば、移動困難、買い物困難、通いの場の不足、脆弱な地域の見守り体制、多職種連携困難などが挙げられる。 	左記参照	—			

7. 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援

活動目標	取組内容 (ストラクチャー、プロセス、アウトプット、評価アウトカム)	進捗・考え方	留意点	時点	種別				
23	1	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を適切に実施する	A	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関して、市町村から示された基本方針を、センター職員及び介護支援専門員に周知しているか	市町村の方針に基づき、センター職員や介護支援専門員が介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を適切に実施しているかを評価する。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針には、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントに関して、基本的な考え方、ケアマネジメントの種類、実施の手順、具体的なツール（興味・関心チェックシート等）および多職種連携の視点（地域ケア会議等）の活用について全て記載され、共有されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 	評価実施年の4月末時点の状況	並列	
			B	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけているか			<ul style="list-style-type: none"> ・ケアプラン作成において、必要に応じて保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の地域の社会資源を位置づけたことがある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。該当するケアプランの数は問わない。 		評価実施年の4月末時点の状況
			C	利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用しているか			<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防手帳に限らず、利用者自身のセルフマネジメントに資する手法が市町村から提示され（日々の健康チェックや運動に関する情報提供、慢性疾患に応じた自己管理の留意点など）、それを活用している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 		評価実施年の4月末時点の状況
			D	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録および進捗管理を行っているか			<ul style="list-style-type: none"> ・委託実施していない場合は、市町村がセンターに対し、市町村が作成した指針をデータまたは紙面で示している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 		評価実施年の4月末時点の状況
			E	市町村から示された介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針を遵守しているか			<ul style="list-style-type: none"> ・委託の有無にかかわらず、指針が紙面またはデータで共有され、かつ、それを遵守している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 		評価実施年の4月末時点の状況

		F	【市町村により選択】 介護予防ケアマネジメントの成果を把握するために、要支援者または事業対象者の日常生活の自立度の変化について、定期的な評価を行っているか		・日常生活の自立度の変化を把握するための指標として、例えば、ADL、IADL、バーセルインデックス等が考えられる。 ・要支援者または事業対象者のうち、日常生活の自立度が維持・改善した人の割合などにより、介護予防ケアマネジメントの成果を評価している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	
24	2	【市町村により選択】*中間アウトカム指標*	介護予防ケアマネジメント対象者のうち状態が維持または改善した人の割合	介護予防ケアマネジメントの結果を評価する。	<算出方法の例> ・前年度のある時点の介護予防ケアマネジメント対象者のうち、例えば、基本チェックリストの合計点が前回調査より減少または変化がなかった者、要支援または要介護に移行しなかった者などの割合。 ・各市町村の人口構造等により実情が異なると考えられることから、上記例示の他にも様々な指標が中間アウトカムとなり得ることが想定される。	左記参照	-

8. 包括的支援事業（社会保障充実分）

活動目標		取組内容 (ストラクチャー、プロセス、アウトプット、中間アウトカム)	趣旨・考え方	留意点	時点	種別		
25	1	事業関連連携を推進する	A	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対して、相談を行っているか	包括的支援事業（社会保障充実分）の委託の有無にかかわらず、それぞれの事業におけるセンターの役割に対して、適切に事業推進することができているかどうかを評価する。	・相談の回数は問わない。	前年度実績	並列
			B	生活支援コーディネーター・就労的活動支援コーディネーターおよび協議体とともに、地域における高齢者のニーズや社会資源について協議を行っているか		・生活支援コーディネーター・就労的活動支援コーディネーターおよび協議体いずれとも協議している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・生活支援コーディネーターや就労的活動支援コーディネーターがセンターに配置されており、センター職員と当該コーディネーターとが協議を行っている場合にも、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	
			C	認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員またはチームオレンジコーディネーターと、支援対象者に関する情報共有を図っているか		・認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援・ケア向上事業、認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業の支援対象者の情報（事例の経過や支援結果など）について、センターから認知症初期集中支援チーム員、認知症地域支援推進員またはチームオレンジコーディネーターに情報提供した事例のほか、当該チーム員、推進員またはコーディネーターが直接得た情報についても、センターに情報提供され共有している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員またはチームオレンジコーディネーターがセンターに配置されており、センター職員と当該チーム、推進員またはコーディネーターとが連携する体制が取られている場合にも、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	

		D	包括的支援事業の充実のために、医療関係者と合同の事例検討会や勉強会に参加しているか		<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療・介護連携推進事業による実施が否か、また、参加回数は問わない。 認知症初期集中支援チームと合同で開催するものも含む。 	前年度実績	
		E	【市町村により選択】生活支援コーディネーター・就労的活動支援コーディネーターや協働体と協働して地域活動を促進しているか		<ul style="list-style-type: none"> 地域活動の内容は、例えば、住民主体の活動をしているリーダーのつながりの構築支援、地域活動に関する男性高齢者への周知など。 地域活動の主体は、例えば、住民、ボランティア団体、NPO団体、民間企業など。 	前年度実績	
26	2		【市町村により選択】*アウトプット指標* 医療関係者と合同の事例検討会や勉強会の実施数	医療関係者との連携状況を評価する。	<p><記載方法の例></p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅医療・介護連携推進事業に限らず、前年度に医療関係者と合同で実施した事例検討会や勉強会の数を記載する。 認知症初期集中支援チームと合同で開催したものも含む。 	左記参照	—

評価指標（市町村用）

1

目次

1. 地域包括ケアシステムの構築・推進.....	3
2. 組織・運営体制.....	4
3. 総合相談支援事業.....	7
4. 権利擁護事業.....	10
5. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業.....	11
6. 地域ケア会議.....	13
7. 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援.....	17
8. 包括的支援事業（社会保障充実分）.....	20

2

1. 地域包括ケアシステムの構築・推進

活動目標	取組内容 (ストラクチャー、プロセス、中間アウトカム)	趣旨・考え方	留意点	時点	種別
1 1 市町村の目指している地域包括ケアシステムの構築において、市町村が計画的にセンターを活用する	A 市町村および日常生活圏域の高齢者等に関する分析結果や地域課題等をもとに、センター数や設置形態等を協議し見直ししているか	わがまちの地域包括ケアシステムの構築を推進するために、その中核拠点であるセンターの課題や強みを把握したうえで、計画的にセンターの機能強化を図り、活用しているかを評価する。	・具体的な見直しを実施しない場合も、見直しについて協議し、かつ、その記録（協議内容に関する議事メモ等）が残されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	段階
	B 市町村における介護保険事業全体の取組状況を踏まえ、センターが担う業務を協議しているか		・協議方法は不問だが、協議の記録（協議内容に関する議事メモ等）が残されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	
	C 市町村の総合評価結果や評価分野別評価結果をもとに、センター機能を強化するための取組の見直しを行っているか		・具体的な見直しを実施しない場合も、見直しについて協議し、かつ、その記録（協議内容に関する議事メモ等）が残されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	
	D 【市町村により選択】 センターの機能や実績を踏まえて、包括的支援体制における役割等を決めているか		・重層的支援体制整備事業などによって包括的支援体制を計画する際に、センターの実績等を把握したうえで、その機能を最大限活用する役割等を決めている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・重層的支援体制整備事業以外の例としては、多機関連携による総合相談支援の体制において、地域包括支援センターの役割を決めている場合などが該当する。	評価実施年の4月末時点の状況	

2. 組織・運営体制

活動目標	取組内容 (ストラクチャー、プロセス、中間アウトカム)	趣旨・考え方	留意点	時点	種別
2 1 評価結果およびそれをもとにした運営協議会の議論やセンターとの協議を踏まえて、事業の実施方針や支援・指導方針を策定し、それを実施できる予算を確保する	A (各)センターの総合評価結果や評価分野別評価結果をもとに、センター機能を強化するため、センターごとの運営方針や支援・指導方針を協議しているか	評価結果をもとに、センターの現状や課題を把握したうえで、センターが最大限機能できるように運営協議会やセンターと協議を行い、事業の実施方針や支援・指導方針を策定し、実際にそれを実施できる予算を確保しているかを評価する。	・協議方法は不問だが、協議の記録（協議内容に関する議事メモ等）が残されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・複数のセンターを設置している場合には、前年度の各センターの得点等の評価結果をもとに、特に配慮が必要なセンターに対する運営方針等を協議している場合にも、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	並列
	B 前年度の評価結果に関する運営協議会での検討を踏まえて、センターの事業の実施方針や支援・指導方針を策定しているか		・センターの評価結果を運営協議会に報告して、その課題等について検討することが前提であり、その結果をもとに策定している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	
	C センターが実施方針に則った事業運営ができるように、運営予算を毎年見直し、確保しているか		・実施方針に則って事業を行うために、受託法人がセンター予算を補填している場合は、項目を満たしていないものとして取り扱う。 ・具体的な見直しをしない場合も、協議し、かつ、その記録（協議内容に関する議事メモ等）が残されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	
	D 年度ごとのセンターの事業計画の策定にあたり、センターと協議を行っているか		・協議方法は不問だが、協議の記録（協議内容に関する議事メモ等）が残されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	
3 2 実施方針に基づいてセンターが効果的に運営できるように、人員配置や人材育成に取り組む	A センターの人材確保や定着を進めるための取組を行っているか	実施方針に基づきセンターが効果的に運営するために必要な人材の状況を把握したうえで、必要に応じた人材確保、人員配置、人材育成および業	・例えば、運営協議会において、センターの人材確保や定着を図るための調整を行っている場合などに、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	並列
	B 評価結果やヒアリングなどからセンターのニーズを把握し、それをもとにセンター職員の資質向上のための研修を計画しているか		・研修の主催者、内容、時間数は問わない。 ・研修の計画を文書等で作成している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	

		C	センターの業務効率化を目的に、センター業務にICTを導入しているか	業務効率化等を行っているかを評価する。	・例えば、介護予防サービス計画等のデータ連携のためのシステム、センター間等の総合相談支援業務の効果的な実施のためのデータ共有システム、オンライン相談等のためのタブレット端末、音声入力による記録作成、地域住民がセンターに気軽に相談できる体制整備のためのチャットボット、センター業務の効率化を図るためのAIの導入などが該当する。	評価実施年の4月末時点の状況	
		D	【市町村により選択】 センターの人員確保の現状を踏まえ、複数圏域で合算した3職種の配置とするなど柔軟な職員配置に取り組んでいるか		・複数圏域で合算した3職種の配置のほか、市町村がセンターの実情に応じて職員を常勤換算方法等により柔軟に配置している場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	
4	3	A	市町村の広報紙とホームページなどでセンターを周知しているか	高齢者等が必要な時にセンターを利用できるように、高齢者をはじめとした様々な地域住民がセンターの存在やサービス等を知ることができるよう周知を行っているかを評価する。	・少なくとも広報紙とホームページで周知を行っている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	段階
		B	介護サービス情報公表システムでセンターを周知しているか		・具体的な公表項目は、名称及び所在地、法人名、営業日及び営業時間、担当区域、職員体制、事業の内容、活動実績等。	評価実施年の4月末時点の状況	
		C	その他、対象に応じた様々な方法でセンターを周知しているか		・市町村の広報紙、ホームページ、介護サービス情報公表システム以外の方法で、世代や属性に応じた周知を行っている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	
		D	【市町村により選択】 センターの認知度を踏まえて効果的な周知を計画しているか		・センターの認知度が十分ではない場合は、その原因を分析し、状況に合った周知方法（例えば、世代や属性に応じ、戦略的に周知の仕方を変えるなど）を協議し、記録に残している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	

5

5	4	【市町村により選択】*中間アウトカム指標* 地域包括支援センターの認知度	センターの周知に関する取組の結果を評価する。	＜記載方法の例＞ ・直近で実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」における地域包括支援センターの認知度の割合（「知っている」の割合）を記載する。	左記参照	－	
6	5	センターが個人情報保護等に留意しながら運営できるように体制支援を行う	A 個人情報保護に関する市町村の取組方針をセンターと共有しているか B 個人情報漏えいが起こった際の対応策をセンターと共有しているか C 苦情内容の記録等、苦情対応に関する市町村の方針をセンターと共有しているか D 利用者や家族からのカスタマー・ハラスメントにセンターが対応できるよう支援しているか	センターが個人情報保護等に留意しながら運営し、必要に応じて苦情やカスタマー・ハラスメント等に対応できる体制構築を支援しているかを評価する。	・データまたは紙面で整備され、かつセンターと共有している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・データまたは紙面で整備され、かつセンターと共有している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・データまたは紙面で整備され、かつセンターと共有している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・以下のいずれかを行っている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ①利用者や家族からのクレーム等が社会通念上不相当であり、これによってセンター業務が阻害されるようなカスタマー・ハラスメントを予防する取組 ②センターがカスタマー・ハラスメントを受けた際の対応の支援 ③介護サービス事業者等がカスタマー・ハラスメントを受けた際のセンターにおける相談対応への支援	評価実施年の4月末時点の状況 評価実施年の4月末時点の状況 評価実施年の4月末時点の状況 前年度実績	並列
7	6	センター指標の「2. 組織・運営体制」に関するアウトプット指標または中間アウトカム指標を市町村が設定する	センター指標の「2. 組織・運営体制」に関するアウトプット指標または中間アウトカム指標を市町村が設定している場合、具体的に指標を記入（			評価実施年の4月末時点の状況	－

3. 総合相談支援事業

活動目標	取組内容 (ストラクチャー、プロセス、中継アウトカム)	趣旨・考え方	留意点	時点	種別
B 1 センターが総合相談支援事業を適切に実施できるよう、総合相談支援体制の構築に取り組む	A 総合相談支援事業に関するセンターの後方支援体制を構築しているか	センターが総合相談、地域包括支援ネットワーク構築、実態把握等の総合相談支援事業を効果的に実施することができるように体制構築ができていないかを評価する。	・例えば、基幹型センターや機能強化型センターの設置、市町村のセンター担当部署などによるセンターの後方支援体制がある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	並列
	B センターに対して、夜間・早朝または平日以外の窓口（連絡先）の設置を義務づけ、市町村やセンターのホームページ等で周知しているか		・センターに対して夜間・早朝または平日以外の窓口（連絡先）の設置を義務づけ、ホームページ等で周知している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・窓口の設置のほか、緊急連絡先の設定等でも「窓口（連絡先）の設置」とみなす。例えば、携帯電話等へ電話転送を行っている場合も、「窓口（連絡先）の設置」とみなす。	評価実施年の4月末時点の状況	
	C センターからの相談事例に関する支援要請に対応しているか		・対応が困難な相談事例等への対処について、市町村とセンターが日頃から連携体制を構築しており、かつ、対応実績があった場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	
	D 市町村レベルの関係団体（民生委員等）の会議に定期的に参加しているか		・関係団体とは民生委員、介護サービス事業者、高齢者の日常生活支援活動に携わるボランティア等を指すが、そのうち少なくとも民生委員の会議に参加している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・民生委員の会議がない場合は、自治会等の会議に参加している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	
	E 【市町村により選択】 日常生活圏域ごとの相談支援ニーズ等をセンターが効果的に受け止められるようブランチ等を戦略的に活用しているか		・ブランチ等には、地域包括支援センターのブランチ、サブセンター、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、その他介護サービス事業所などが該当する。	評価実施年の4月末時点の状況	

7

B 2 センターにおける相談件数や相談内容を把握して、相談支援体制の改善を図る	A センターにおける相談事例の分類方法を定め、相談件数や相談内容の特徴を把握しているか	センターの総合相談支援の実績を踏まえ、より効果的な総合相談支援ができるように、体制を改善しているかを評価する。	・市町村として相談事例の分類方法の統一を図り、相談件数や相談内容の特徴をデータまたは紙面で把握している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・相談内容の類型化、経年分析等、整理手法は問わない。	前年度実績	並列
	B センターが対応した家族介護者等からの相談について、相談件数や相談内容の特徴を把握しているか		・相談件数・相談内容の把握方法や取りまとめの方法については問わない。	前年度実績	
	C センターと協議しつつ、センターにおいて受けた相談事例の終結条件を定めているか		・相談事例の終結条件とは、「相談者の主訴が解決し、主訴以外の困難な問題がない場合」、「センター以外の適切な機関につなげ、適切な引き継ぎが確認された場合」、「後見人が選任された場合」、「虐待の解消及び再発リスクが消失した場合」等、受けた相談事例の逸抄管理を行うために、市町村とセンターが共通の条件を定めること。 ・相談事例の終結条件を定め、データまたは紙面で整備されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・終結条件を定めることで、相談事例の課題に対し、支援の方針が明確化されるとともに、センター以外の適切な機関や地域等で相談者を支える体制が構築される。	評価実施年の4月末時点の状況	
	D 【市町村により選択】 センターにおける相談件数や相談内容を分析して、その分析結果をもとに相談支援体制を改善しているか		・相談件数や相談内容を分析し、例えば、複合的課題に関する内容が多い場合には、包括的支援体制を構築するなどして、相談支援体制を改善している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	

10	3	センター指標の「3. 総合相談支援事業」に関するアウトプット指標または中間アウトカム指標を市町村が設定する	センター指標の「3. 総合相談支援事業」に関するアウトプット指標または中間アウトカム指標を市町村が設定しているか → 設定している場合、具体的に指標を記入（ ）	評価実施年の4月末時点の状況	—
----	---	---	---	----------------	---

9

4. 権利擁護事業

活動目標		取組内容 (ストラクチャー、プロセス、中間アウトカム)	趣旨・考え方	留意点	時点	種別		
11	1	センターが権利擁護事業を遂行するための体制構築に取り組む	A	成年後見制度の市町村長申立てに関する判断基準をセンターと共有しているか	市町村の責務を踏まえ、センターが権利擁護事業を適切に実施できるようにするための体制を構築しているかを評価する。	・データまたは紙面で整備され、かつセンターと共有している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	並列
			B	高齢者虐待事例及び高齢者虐待が疑われる事例への対応の流れを整理し、センターと共有しているか	・対応の流れを明確にするためにフローチャート形式で整理するなど、データまたは紙面で整備され、かつセンターと共有している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況		
			C	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか	・会議開催の実績が無い場合、速やかに対応策が検討できる体制を整備していれば、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績		
			D	消費生活に関する相談窓口及び警察に対して、センターとの連携についての協力依頼を行っているか	・データまたは紙面で協力依頼を行っている、または協力を依頼した記録が残っている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況		
12	2	センター指標の「4. 権利擁護事業」に関するアウトプット指標または中間アウトカム指標を市町村が設定する	センター指標の「4. 権利擁護事業」に関するアウトプット指標または中間アウトカム指標を市町村が設定しているか → 設定している場合、具体的に指標を記入（ ）	評価実施年の4月末時点の状況	—			

5. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

活動目標	取組内容 (ストラクチャー、プロセス、中間アウトカム)	進捗・考え方	留意点	時点	種別
13 1 センターが包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を適切に行うための体制を支援する	A 日常生活圏域ごとの居宅介護支援事業所のデータ(事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等)を把握し、センターに情報提供しているか	センターが介護支援専門員への個別ケアマネジメント支援と環境整備を適切に行えるように体制を支援できているかを評価する。	・センターにデータまたは紙面で提供している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	並列
	B 介護支援専門員を対象に、包括的・継続的ケアマネジメントを行うための課題や支援などに関するアンケートや意見収集を行い、センターに情報提供を行っているか		・センターにデータまたは紙面で提供している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	
	C 地域の介護支援専門員の実践力向上を図ることなどを目的とした、地域ケア会議や事例検討等を行うことができるように、センター職員を対象とした研修会を開催しているか		・開催状況について、データまたは紙面で整備している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	
	D センターが介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類し、経年的に件数を把握するとともに、そのニーズに応じた介護支援専門員を対象とした研修会等を計画しているか		・センターが介護支援専門員から受けた相談事例内容の整理・分類、経年的件数(概ね3年程度)の把握、かつ、それを踏まえた介護支援専門員対象の研修会の計画を、データまたは紙面で整備している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・この研修会の計画は、センターと協議して行ければ、市町村またはセンターのどちらが主催でも、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	
	E 介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を市町村が設けているか		・介護支援専門員のニーズに基づいた関係者との意見交換の場を通じ、顔の見える関係を築いているかを問うものであり、在宅医療・介護連携推進事業等の枠組みで実施するものや、都道府県主催のものも対象とする。ただし、地域ケア会議は含まない。	前年度実績	

11

14 2	センター指標の「5. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業」に関するアウトプット指標または中間アウトカム指標を市町村が設定しているか → 設定している場合、具体的に指標を記入()			評価実施年の4月末時点の状況	-
------	--	--	--	----------------	---

6. 地域ケア会議

活動目標	取組内容 (ストラクチャー、プロセス、中核アウトカム)	趣旨・考え方	留意点	時点	種別
15 1 地域ケア会議のすべての機能を発揮する地域ケア会議の体系を構築し、すべての機能を果たす	A 各レベルに（一つのレベルであっても多様な機能を果たす）地域ケア会議を設置し、それぞれが運動する体系をつくっているか	地域ケア会議の5つの機能（①個別課題解決機能、②ネットワーク構築機能、③地域課題発見機能、④地域づくり・資源開発機能、⑤政策形成機能）すべてが発揮されるようその体系を構築しているか、また、高齢者個人に対する支援の充実と地域包括ケアシステムの構築を同時に推進するために、すべての機能が果たされているかを評価する。	・レベルごと（個別ケースを検討する個別レベル、日常生活圏レベル、市町村レベルなど）に地域ケア会議を設置し、個別ケースの検討から地域課題や自立促進要因を発見し（個別レベル）、日常生活圏レベルや市町村レベルの地域ケア会議で地域課題への対応等を検討することができる場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・なお、市町村の規模によっては一つのレベルの地域ケア会議ですべての機能を果たす方が適切な場合もあるため、同様のことができていれば、一つのレベルの地域ケア会議のみの設置でも項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	並列
	B 地域課題や自立促進要因を把握・整理・仕分けする場を設けているか	システムの構築を同時に推進するために、すべての機能が果たされているかを評価する。	・個別ケースを検討する地域ケア会議（地域ケア個別会議）で検討した複数の個別事例を整理・分析して、地域課題や自立促進要因を抽出し、対応する優先順位を判断したうえで、その後の対応の方向性を計画する機会（地域ケア会議や市町村とセンターの意見交換会など）を設けている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	
	C 地域ケア会議と他の会議や事業とが運動する体系をつくっているか		・地域ケア会議を活用して把握した地域課題について、運営協議会や、生活支援体制整備事業、介護予防・日常生活支援総合事業、認知症総合支援事業、在宅医療・介護連携推進事業などの事業等につなげて対応できるような仕組みになっている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	

13

		D 地域ケア会議の5つの機能（①個別課題解決機能、②ネットワーク構築機能、③地域課題発見機能、④地域づくり・資源開発機能、⑤政策形成機能）すべてが果たされているか	地域ケア会議を有効に活用するための運営の仕組みを構築し、センターや関係者と共有できているかを評価する。	すべての地域ケア会議を活用することによって、地域ケア会議のすべての機能を果たしている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	並列
		E 地域ケア会議の運営を評価して体系を見直しているか		・地域ケア会議の運営に関して振り返りやアンケート調査等を行い、体系を見直している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・地域ケア会議の体系の見直しの必要性を認識し、検討している段階も該当する。	前年度実績	
16 2 地域ケア会議の運営の仕組みを構築し、関係者に周知する	A 地域ケア会議の体系や目的、機能、構成員、スケジュール等の開催計画をセンターや関係機関に示しているか	地域ケア会議を有効に活用するための運営の仕組みを構築し、センターや関係者と共有できているかを評価する。	・地域ケア会議の体系や目的、機能、構成員、スケジュール等が示された開催計画を、地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議のいずれについてもデータまたは紙面で示し、少なくとも構成員が所属する団体へ周知している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。スケジュールは、開催頻度等の目安を示している場合も該当する。	評価実施年の4月末時点の状況	並列	
	B 地域ケア会議の運営に関してセンターとの役割分担と連携方法を関係者と共有しているか		・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議のいずれについても、市町村とセンターの役割分担と連携方法を明確にし、データまたは紙面でセンターと共有している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況		
	C センターと協力し、地域ケア会議における個人情報の取扱方針を定め、センターと共有するとともに、市町村が主催する地域ケア会議で対応しているか		・個人情報の取扱方針を定め、データまたは紙面でセンターと共有し、かつ市町村がそれに則り地域ケア会議で対応している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況		
	D 地域ケア会議の議事録や検討事項を構成員全員が共有するための仕組みを構築しているか		・議事録等をデータまたは紙面でまとめ、共有している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況		

17	3	地域ケア会議を有効に活用する	A	地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか	個別ケース検討による高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援やネットワーク構築、そして把握した地域課題への対応等を行えるように、地域ケア会議を活用できているかを評価する。	・地域ケア個別会議において、多様な専門職や民生委員等とともに、自立支援・重度化防止の観点から課題の明確化、目標や優先順位の検討・決定、モニタリング方法の検討・決定等を行った場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	・市町村主催の地域ケア個別会議を設置していない場合でも、センター主催の地域ケア会議で対応できていれば、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	並列
			B	生活援助の訪問回数が多いケアプラン（生活援助中心のケアプラン）の検証を行い、対応策を講じているか		・地域ケア個別会議において、自立に資するケアマネジメントが行われているかを点検し、対応策を検討・決定している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	・市町村主催の地域ケア個別会議を設置していない場合でも、センター主催の地域ケア会議で対応できていれば、項目を満たしているものとして取り扱う。地域ケア会議以外の方法で実施している場合も該当する。	前年度実績	
			C	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築し、かつ、実行しているか		・ここでのモニタリングとは、地域ケア会議の結果を踏まえた実施状況の把握をいう。	・会議においてモニタリングが必要とされた事例のすべてに対して実施している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	
			D	高齢者の自立を促進する要因や阻害要因を把握して、それをもとに、高齢者の自立に資する事業（総合事業や生活支援体制整備事業等）の見直しを行っているか		・地域ケア会議を活用して把握した自立促進要因や自立阻害要因をもとに、高齢者自立に資する事業の見直しを行った場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。事業の見直しを検討している段階も含む。	前年度実績		
			E	複数の個別事例から地域課題を明らかにし、市町村主催の地域ケア推進会議で検討することで、政策形成につなげているか		・地域課題の解決に必要な政策を市町村主催の地域ケア推進会議で検討し、政策形成につなげている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。検討した政策が実施されたかは問わない。	前年度実績		

15

18	4	地域ケア会議の運営において、センター等と協働する	A	センター主催の個別事例について検討する地域ケア会議（地域ケア個別会議）に参加しているか	地域ケア会議の運営において、市町村がセンターと適切に協働し、かつその成果等を関係者や住民に公表しているかを評価する。	・センター主催の地域ケア個別会議に市町村が参加している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	並列
			B	センター主催の地域課題について検討する地域ケア会議（地域ケア推進会議）に参加しているか		・センター主催の地域ケア推進会議に市町村が参加している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	
			C	センター主催の地域ケア会議で検討された内容を把握しているか		・センター主催の地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議のいずれについても、データまたは紙面で検討事項をまとめたものを共有している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	
			D	センター主催及び市町村主催も含めた地域ケア会議の検討内容をとりまとめて、住民向けに公表しているか		・例えば、地域ケア会議を有効に活用するための住民への周知や自立促進要因等の高齢者等への周知のために、個人情報の取扱方針に基づき、地域ケア会議の開催状況や検討内容等を年1回以上公表している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。なお、公表の方法は問わない。	前年度実績	

19	5	センター指標の「6. 地域ケア会議」に関するアウトプット指標または中間アウトカム指標を市町村が設定する	センター指標の「6. 地域ケア会議」に関するアウトプット指標または中間アウトカム指標を市町村が設定している場合、具体的に指標を記入（ ）	評価実施年の4月末時点の状況	—
----	---	---	--	----------------	---

7. 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援

活動目標	取組内容 (ストラクチャー、プロセス、中間アウトカム)	趣旨・考え方	留意点	時点	種別
20 1 センターや介護支援専門員が介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を適切に実施できるような体制を構築する	A 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援に関する実態を踏まえ、自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関する市町村の基本方針を定め、センターと共有しているか	センターや介護支援専門員が介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を適切に実施できるように、市町村として体制を構築しているかを評価する。	<ul style="list-style-type: none"> ・予防給付や総合事業の状況、介護予防支援に関する居宅介護支援事業所の認識、介護予防サービス計画作成における課題等の実態を把握し、かつ基本方針を定めてセンターと共有している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・基本方針には、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントに関して、基本的な考え方、ケアマネジメントの類型、実施の手順、具体的なツール（興味・関心チェックシート等）及び多職種の見点（地域ケア会議等）の活用についてすべて記載されていること。 	評価実施年の4月末時点の状況	並列
	B センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体に対して、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源に関する情報を提供しているか		<ul style="list-style-type: none"> ・センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体のいずれに対しても情報提供を行っている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 	評価実施年の4月末時点の状況	
	C 利用者のセルフマネジメントを推進するため、介護予防手帳などの支援の手法を定め、センターと共有しているか		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防手帳に限らず利用者自身のセルフマネジメントに資する手法が市町村から提示され、それをセンターが活用している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 	評価実施年の4月末時点の状況	
	D 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援におけるセンターの人員体制と実施件数を把握し、人員配置を見直しているか		<ul style="list-style-type: none"> ・月ごとの人員体制及び実施件数について、センターごとに把握し、人員配置を見直している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・具体的な見直しを実施しない場合も、見直しについて協議し、かつ、その記録（協議内容に関する議事メモ等）が残されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 	前年度実績	

17

		E 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定について、公平性・中立性確保のための指針を作成し、センターと共有しているか		<ul style="list-style-type: none"> ・委託の有無にかかわらず、市町村が作成した指針をセンターに対し紙面またはデータで共有されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 	評価実施年の4月末時点の状況	
		F 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を居宅介護支援事業所に指定または委託する際のセンターの関与について、市町村の指針をセンターと共有しているか		<ul style="list-style-type: none"> ・指定や委託の有無にかかわらず、市町村が作成した指針をセンターに対しデータまたは紙面で共有している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 	評価実施年の4月末時点の状況	
		G 【市町村により選択】 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援について、リハビリ専門職等、多職種からの専門的な助言を得られる体制を整備しているか		<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議の場を活用した助言は除く。 ・助言を行う専門職等について、地域包括支援センターの3職種は除く。 	評価実施年の4月末時点の状況	
		H 【市町村により選択】 介護予防支援を担う居宅介護支援事業所から介護予防サービス計画に係る相談を随時受け付ける体制を整備しているか		<ul style="list-style-type: none"> ・相談の有無にかかわらず、体制を整備していれば、項目を満たしているものとして取り扱う。 	評価実施年の4月末時点の状況	
21 2 介護予防支援の実態を踏まえ、介護予防サービス計画の検証方法を定め運営する	A 介護予防支援の実態を踏まえ、介護予防サービス計画の検証方法について、センターと協議して方針を打ち出しているか	介護予防支援の実態を踏まえて、介護予防サービス計画の検証方法をセンターと協議して定め、それに基づき適切に運営しているかを評価する。	<ul style="list-style-type: none"> ・予防給付の状況、介護予防支援に関する居宅介護支援事業所の認識、介護予防サービス計画作成における課題等の実態を把握し、センターと協議して、介護予防サービス計画の検証におけるセンターとの役割分担、検証頻度、提出資料等を定め、それらをデータまたは紙面で整備している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 	評価実施年の4月末時点の状況	段階	
			B 居宅介護支援事業所に対して、介護予防サービス計画の検証方法に関する方針を示しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・データまたは紙面で整備され、かつ居宅介護支援事業所に示している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 		評価実施年の4月末時点の状況

18
26

		C	介護予防サービス計画の検証を実施した結果について、センターや居宅介護支援事業所等と共有しているか		・データまたは紙面で整備され、かつ、センターや居宅介護支援事業所と共有している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	
		D	介護予防サービス計画の検証を通じて、介護予防支援や介護予防サービス計画の作成に課題がないかを整理し、課題があった場合には、課題解消のための取組を行っているか		・介護予防サービス計画の検証結果を分析し、課題があった場合には、課題解消のための対応を行っている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・分析の結果、課題がなかった場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	
		E	【市町村により選択】 利用者の状態の維持・改善に向けた介護予防サービス計画でない場合、その適正化のために、地域ケア会議を活用しているか		・利用者の生活・人生を尊重した、利用者の状態の維持・改善に向けた介護予防サービス計画になるように、個別ケースを検討する地域ケア会議を活用している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・地域ケア会議の主催は問わない。	前年度実績	
22	3		センター指標の「7. 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援」に関するアウトプット指標または中間アウトカム指標を市町村が設定しているか → 設定している場合、具体的に指標を記入（ ）			評価実施年の4月末時点の状況	—

8. 包括的支援事業（社会保障充実分）

活動目標	取組内容 (ストラクチャー、プロセス、中間アウトカム)	趣旨・考え方	留意点	時点	種別
23 1 包括的支援事業（社会保障充実分）を推進するために、センターの活動を位置づけ、その支援を行う	A 在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口とセンターとの連携・調整が図られるよう、連携のための会議等の開催といった情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか	包括的支援事業（社会保障充実分）のセンター委託の有無にかかわらず、それぞれの事業におけるセンターの役割を明確にし、適切に事業推進するために支援できているかを評価する。	・在宅医療・介護連携推進事業による実施か、また、どこが開催しているかは問わない。	前年度実績	並列
	B 生活支援コーディネーター・就労的活動支援コーディネーターや協議体とセンターの連携・調整が図られるよう、連携のための会議等の開催といった情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか		・生活支援体制整備事業による実施か、また、どこが開催しているかは問わない。 ・生活支援コーディネーターや就労的活動支援コーディネーターがセンターに配置されており、センター職員と当該コーディネーターとが連携する体制が取られている場合にも、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	
	C 認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員またはチームオレンジコーディネーターとセンターとの連携・調整が図られるよう、連携のための会議等の開催といった情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか		・認知症総合支援事業による実施か、また、どこが開催しているかは問わない。 ・認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員またはチームオレンジコーディネーターがセンターに配置されており、センター職員と当該チーム、推進員またはコーディネーターとが連携する体制が取られている場合にも、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	
	D センターが行う包括的支援事業の充実のために、医療関係者とセンターの合同の事例検討会や講演会等の開催または開催支援を行っているか		・在宅医療・介護連携推進事業による実施か、また、どこが開催しているかは問わない。 ・認知症初期集中支援チームと合同で開催したものも含む。	前年度実績	

24	2	<p>センター指標の「8. 包括的支援事業（社会保障充実分）」に関するアウトプット指標または中間アウトカム指標を市町村が設定する</p>	<p>センター指標の「8. 包括的支援事業（社会保障充実分）」に関するアウトプット指標または中間アウトカム指標を市町村が設定しているか → 設定している場合、具体的に指標を記入（ ）</p>	<p>評価実施年の4月末時点の状況</p>	-
----	---	--	--	-----------------------	---

写

一広介第02002号

令和7年5月1日

指定居宅介護支援事業者 代表者 様

一関地区広域行政組合

管理者 一関市長 佐藤 善仁

介護予防支援等の委託料支払業務に係る変更について

日頃、介護保険事業についてご協力いただきありがとうございます。

さて、現在、地域包括支援センター（介護予防支援事業所）（以下「センター」という。）が指定居宅介護支援事業者に介護予防支援又は第1号介護予防支援事業の業務を委託して実施した場合、岩手県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）からセンターに支払われた介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメント費から、委託した居宅介護支援事業者に対し、委託料（介護予防支援費（相当）1件当たり4,000円、初回加算（相当）3,000円、委託連携加算（相当）3,000円）を支払っております。

センターの業務負担軽減を図ることを目的に、今年度から委託料の支払業務をセンターに代わり、国保連合会が実施することになりました。（別紙1のとおり。別紙1では「原案作成委託料」としております。）

当組合でもこの委託料の支払業務を国保連合会に委託することとしました。

つきましては、委託料については下記3のとおり、国保連合会からの支払いになることをお知らせいたします。

併せて、今までセンターに提出いただいていた請求書の提出は必要ありませんが、利用月の翌月の各センターが指定する期日までに委託料請求明細（実績報告書）（別添2）を各センターに提出いただきますようお願いいたします。

なお、下記4に該当する者については、今までの支払方法と変更ありませんのでご留意願います。

記

- 1 開始時期 令和7年5月審査分（6月末支払い分）
- 2 今までの支払方法（センターからの支払）
国保連合会 → センター → 委託先の指定居宅介護支援事業者
(1件4,420円など) (1件4,000円など)
- 3 今後の支払方法（国保連合会からの支払）
国保連合会 → センター（1件4,420円－4,000円＝420円）
" → 委託先の指定居宅介護支援事業者（1件4,000円など）

4 住所地特例者に係る支払

次の4つの保険者以外は今回の支払業務を国保連合会に委託していないことから、住所地特例者に係る支払は今までの支払方法と変更ありません。請求書等は住所地特例者とそれ以外の者を分けて提出してください。

【保険者】・北上市 ・陸前高田市 ・久慈広域連合 ・一関地区広域行政組合

5 請求書及び実績報告書の様式等

(1) 様式

ア 今までの支払方法（センターからの支払）と同じ場合

添付ファイルの別添1 委託料請求書及び委託料請求明細（実績報告書）（従来と同じです。）

イ 今後の支払方法（国保連合会からの支払）となる場合

添付ファイルの別添2 委託料請求明細（実績報告書）

ウ 介護予防支援用及び介護予防ケアマネジメント用

ア、イともに介護予防支援用と介護予防ケアマネジメント用がありますので該当するものを使用願います。

(2) 提出先及び提出期限

委託元のセンターに、センターが指定する日までに提出してください。

(3) その他

様式は一関地区広域行政組合のホームページにも掲載しております。

※ 一関地区広域行政組合>介護保険>申請書ダウンロード>介護予防ケアマネジメント

担当：〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

一関地区広域行政組合介護保険課 鈴木

TEL0191-31-3223 FAX0191-31-3224

（別紙1、別添1、別添2は省略）

1. 原案作成委託料支払業務とは

機密性2

- 原案作成委託料支払業務とは、地域包括支援センター（介護予防支援事業者）から委託を受けた居宅介護支援事業者が、地域包括支援センターに代わり介護予防支援等を実施した場合に、地域包括支援センターまたは地域包括支援センターを管轄する市町村が、委託先の居宅介護支援事業者に対し、委託料を支払う業務です。
- 本業務を国保連合会に委託した場合、地域包括支援センターが国保連合会に対して請求した介護報酬（介護予防支援費・介護予防ケアマネジメント費）を基に原案作成委託料を計算し、国保連合会から委託先の居宅介護支援事業者への委託料の支払が可能となります。
- 本業務の委託有無の運用イメージについては、次頁を参照ください。

2. 原案作成委託料支払業務の委託有無における運用イメージ (1/2)

機密性 2

原案作成委託料支払業務を国保連合会に委託しない場合の運用イメージは以下のとおり

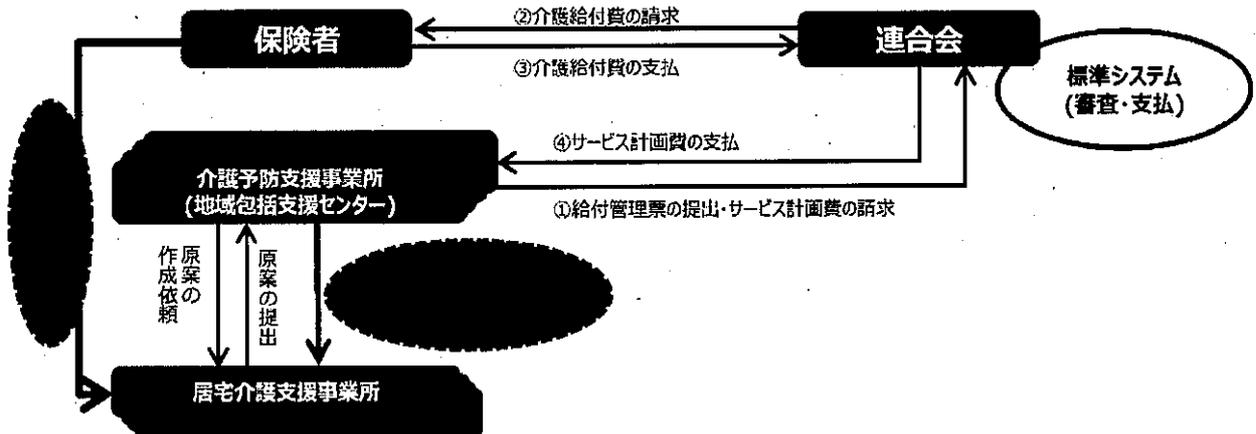
①地域包括支援センター ⇒ 居宅介護支援事業所

原案作成を委託している地域包括支援センターは、国保連合会から受領したサービス計画費より、委託料相当分を委託先の居宅介護支援事業所に支払いを行います。

②保険者 ⇒ 居宅介護支援事業所

地域包括支援センターが保険者に設置されている場合は、保険者から委託先の居宅介護支援事業所に対して支払いを行います。

<イメージ図>



2. 原案作成委託料支払業務の実施有無における運用イメージ (2/2)

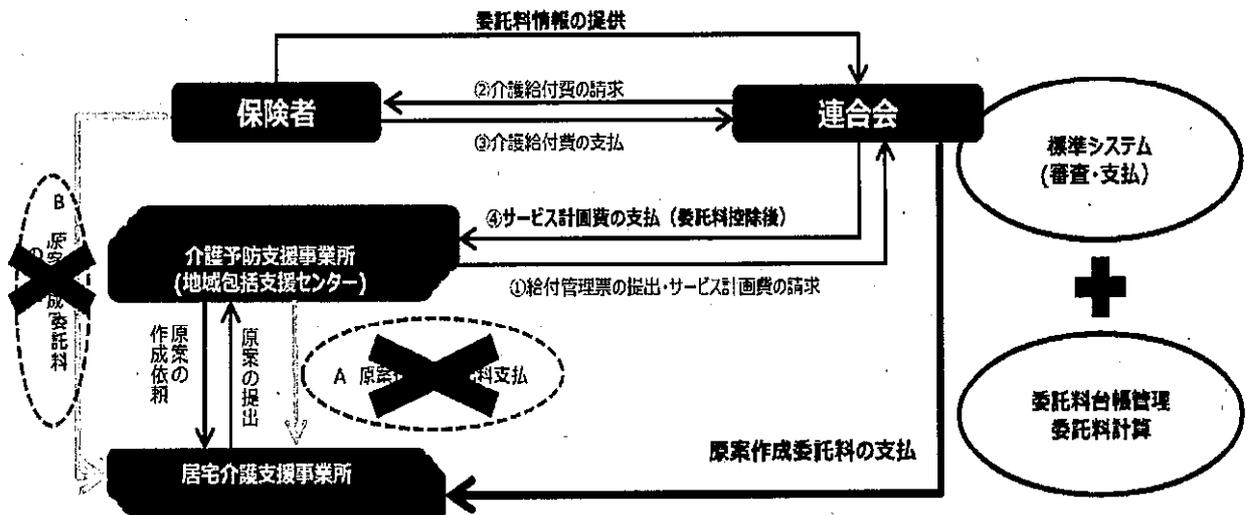
機密性 2

原案作成委託料支払業務を国保連合会に委託する場合の運用イメージは以下のとおり

国保連合会 ⇒ 居宅介護支援事業所

保険者および地域包括支援センターが行っている原案作成委託料の支払事務を、国保連合会が代わりに実施することで、保険者および地域包括支援センターの事務負担を軽減することが可能となります。

<イメージ図>



原案作成委託料支払業務対象及び対象外一覧

No.	項目	対象	対象外
1	一関広域の被保険者	岩手県内の居宅介護支援事業所に委託している場合	岩手県外の居宅介護支援事業所に委託している場合
2	住所地特例者 (一関広域管内の有料老人ホームなどに住所があるが管外の保険者の被保険者)	保険者が岩手県内の場合	保険者が岩手県外の場合
3	生活保護受給者	一関広域が保険者の場合 (65歳以上、2号被保険者(医療保険加入者))	一関広域が保険者ではない場合(みなし2号(医療保険未加入者))
4	月遅れ請求	令和7年4月以降のサービス利用分の場合	令和7年3月以前のサービス利用分の場合
5	給付管理票を提出しない場合(通所型サービスCのみを利用する利用者の介護予防ケアマネジメント)	様式第7の3(介護予防・日常生活支援総合事業費明細書)の摘要欄にケアプラン委託先の事業所番号が入力されている場合	様式第7の3(介護予防・日常生活支援総合事業費明細書)の摘要欄にケアプラン委託先の事業所番号が入力されていない場合

一関広域：一関地区広域行政組合

【以下、岩手県国保連合会(国保連合会)より】

- ※1 他県事業所分は対象外とのこと。
- ※2 原案作成委託料支払業務の委託チェックは、地域包括支援センターの施設所在保険者に対して実施するとのこと。
- ※3 生活保護みなし2号の方は当初対象とするとしたが、岩手県などとの調整がなされなかったため対象外とのこと。
- ※4 原案作成委託料台帳について開始年月が令和7年4月となっているため、令和7年3月以前の利用分については対象外とのこと。令和7年4月以降の利用分は対象となるとのこと。
- ※5 給付管理票を提出せずに原案作成委託料を支払いたい場合は、様式第7の3(介護予防・日常生活支援総合事業費明細書)の明細情報の適用の設定に従い委託先の居宅介護支援事業所を決定することになる。
今回、支払いが行われていないとのことであるが、明細書に委託先の事業所番号を記載の上、過誤、再請求を行えば支払いは可能となる。
(参考：令和6年5月10日厚労省発出のシステム事務連絡)

